

一 テキストについて

ア 資料②「明和七庚寅年 当村湊之儀二付竹ヶ鼻村と出入一卷」（一七七〇）

○竹ヶ鼻村は本郷村の東南に位置します。「此村は逆川の西岸へ付堤傍にある村也、南北に長くして村中に町並あり・・・此地は諸商物多く特に古来より毎月六斎の市ありて諸村よりこゝに來り集り交易繁昌の地なり、因て此地の人農商を兼ね富家も多し」（『濃州徇行記』）

○享保十一年（一七二六）、本郷村は本郷湊の運上の貢納と問屋の設置を郡奉行に願ひ出ました。商荷物を着船させ、人馬にて竹ヶ鼻村や近郷の村々へ送り届け賃銭を取る仕事を行うようになりました。

○明和の頃、商荷物を本郷湊ではなく逆川へ着船させ、竹ヶ鼻村へ運搬するようになったため、明和七年（一七七〇）、本郷村は竹ヶ鼻村を相手取って訴訟を起こしました。

○翌年、裁許が下され、二か月は本郷湊、一か月は竹ヶ鼻村へ着船させるよう順番を定めました。

【語句の説明】

「出入」…もめごと。もんちやく。「裁許」…裁決して許可すること。裁判の判決。（ここでは後者）「留」…あとに残すこと。「本郷村庄屋善六」…本郷村庄屋を務めた花村家当主は江戸後期、善六を襲名する者が多かった。

イ 資料②の1「指出申一札之事」について

○明和七年（一七七〇）正月、本郷村の村人惣代十三人の連印で、本郷湊への着船が減少していることについて、先年通りの取り扱い（外村への着船を認めない）とするよう領主に願ひ出ることを庄屋に要求しています。

○もし要望が通らない場合は、これまで勤めてきた諸役（役船）の免除を願ひ出るよう要求し、二者択一での裁許を求めています。

○この願に必要な入用は村中で勤めるとしています。
○これを受けて、本郷村庄屋は竹ヶ鼻村への着船を認めないよう願書を郡代官所へ提出しました。

【語句の説明】

「指出（さしだし）」…差出。「一札」…書付。手紙。「一統」…一同。「先年」…元文三年・四年の書付を指す。「急度（きつと）」…必ず。厳しく。「砌（みぎり）」…とき。「割符（さいふ）」…為替手形。証文。「御屋敷様」…領主。「惣代」…総代。村寄合の代表者。「印形（いんぎょう）」…印章。「如件（くだんのごとし）」…前項記載の通りの意。証文などの末尾に用いる語。

乍恐以書付奉願上候事

一濃州羽栗郡本郷村之儀、前々より商荷物着船仕、人馬ニ而其所々江送届候処、元文三年、外村へも着船仕、本郷村之儀ハ美濃路御通衆有之節ハ渡船之御用相勤、前々より之湊ニ候間、当村へ着船仕候様仕度旨、其砌も当御役所へ御願申上候処、御吟味之上外村ニ指障も無御座由ニ而、前々より取扱来候通ニ被為仰付、則御国奉行様方より被仰出候趣、郡御奉行様方より別紙之通、御書付被下置、右之通被仰渡候付而、隣村より彼是願之筋御座候由ニ而、願書被指上候由ニ候へ共、本郷村之儀ハ往古より湊ニ取扱、渡舟も有之、御役船も相勤、修復等も自分ニ致来候へハ、旁外村々願之儀ハ御取揚難被成由ニ而、願書等も御指戻被成候由、是以右同様御書付被下置、右式通共ニ所持仕罷有申候。

夫より以来、外村へ着船ハ不仕、本郷村湊へ而已着船仕、諸荷物人馬ニ而送届候処、去丑年、逆川口江着舟仕、天王森村より作船を以竹ヶ鼻村口之諸荷物瀬取込申候付、其段御船方御役所へ奉願上候処、右於御役所段々御吟味之上、天王森村瀬取舟之儀ハ御指留相成申候。

然共、今以右川口へ着船仕、荷物之義者出入共竹ヶ鼻村より小船等ニ而瀬取、且出水之節ハ竹ヶ鼻村へ直着船仕候。

全体、当村湊之義、往古より渡舟等も有之、御役船も相勤、修復等も自分ニ致来候御事、其上別紙由緒書ニも申上候通、公義御用通之御役船并御家御用通之御役船共、是又往古より相勤来候付、旁以湊之儀者村方願通、兼而被為仰付被下置候。

且諸御役船等之儀ハ湊之助力を以、前々より相勤来御事御座候。

然処、右之通外村へ致着船候而ハ、右助力ニ相離候故、自ラ御役船ハ勿論、渡舟等も相勤不申、御免之御願申上候より外、是非も無御座候へ者、是等之趣、厚御勘弁被成下、前々之通、湊相続仕、諸御役舟等も相勤候様、被仰付被下置候ハ、難有奉存候。以上。

(明和七・一七七〇) 本郷村庄屋

寅正月 善六 印

同村組頭

源四郎印

同村

惣百姓

郡御奉行所